

株 主 各 位

大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号

株式会社 エクセディ

代表取締役社長 清水 春生

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2014年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2014年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号
当社 新本館2階 エクセディホール
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第64期（2013年4月1日から2014年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第64期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件
- 第4号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

（なお、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は別添の「第64期ご報告」（1頁から34頁まで）に記載のとおりであります。）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.exedy.com>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は利益分配について、事業基盤整備のための資金需要、業績、配当性向等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待に応えられるよう、適正な利益還元をさせていただきますと考えております。

つきましては、以下のとおり剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当金に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき金45円

総額 2,164,037,220円

なお、2013年11月25日に1株につき25円の間配当を実施しておりますので、年間の配当金は1株につき、70円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2014年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、藤森文雄氏は、社外取締役の候補者であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	しみず ほん お 生 (1947年1月7日生)	1970年2月 当社入社 1994年6月 取締役 1996年6月 営業本部長 1999年6月 常務取締役 2002年6月 専務取締役 2006年6月 代表取締役社長（現在に至る）	18,600株
2	ひさかわ ひで ひと 久川 秀 仁 (1955年1月24日生)	1978年4月 当社入社 2006年6月 取締役 海外ビジネス担当 2009年4月 営業本部長 2009年6月 取締役常務執行役員 2011年4月 取締役専務執行役員（現在に至る） 2012年4月 代表取締役（現在に至る）	8,900株
3	まさおか ひさ やす 政 岡 久 泰 (1949年8月8日生)	2000年10月 当社入社 2001年6月 取締役 2002年6月 管理本部長 2004年6月 常務取締役 2009年6月 取締役常務執行役員 2010年4月 取締役専務執行役員（現在に至る） 2011年4月 グローバル戦略本部長	9,900株
4	まつ だ まさ ゆき 松 田 雅 之 (1951年6月27日生)	1974年4月 当社入社 2002年6月 取締役 2004年6月 営業本部長 2005年6月 常務取締役 2005年7月 調達本部長 2009年6月 取締役常務執行役員 2010年4月 取締役専務執行役員（現在に至る） 2012年4月 開発本部長（現在に至る）	7,300株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	とよはらひろし 豊原 浩 (1962年8月19日生)	1995年1月 当社入社 2010年4月 執行役員 2011年4月 財務企画本部長 2012年6月 取締役(現在に至る) 2013年4月 上級執行役員(現在に至る) 管理本部長(現在に至る)	1,800株
6	なかはらただし 中原 正 (1962年10月8日生)	1981年3月 当社入社 2009年4月 M&T事業部長 2009年6月 執行役員(現在に至る) 2010年4月 M&T製造本部長 2012年6月 取締役(現在に至る) 2014年4月 AT製造本部長(現在に至る)	1,700株
7	こじまよしひろ 小島 義弘 (1960年9月10日生)	1985年4月 日産自動車株式会社入社 2001年10月 ジヤトコ株式会社入社 2009年4月 同社試作部長 2011年4月 当社入社 2012年4月 執行役員(現在に至る) 生産技術本部長(現在に至る) 2013年6月 取締役(現在に至る)	1,300株
8	ふじもりふみお 藤森 文雄 (1949年1月5日生)	1971年4月 アイシン精機株式会社入社 1997年6月 同社取締役 2005年6月 同社代表取締役副社長 2009年6月 同社代表取締役社長(現在に至る) 2012年6月 当社取締役(現在に至る)	2,000株
9	ふくむらかげのり 福村 景範 (1947年10月26日生)	1998年6月 株式会社ダイナックス入社 取締役 2002年10月 同社常務取締役 2004年6月 同社専務取締役 2011年10月 同社代表取締役社長(現在に至る) 2012年6月 当社取締役(現在に至る)	3,500株

- (注) 1. 社外取締役候補者、藤森文雄氏はアイシン精機株式会社の代表取締役社長であり、当社と当社との間に製品の売買等の取引関係がありますが、当該取引額は当社の連結売上高の0.5%未満であります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤森文雄氏を社外取締役候補者とした理由
自動車部品業界における経営者としての豊富な知見により、経営陣の一層の強化と取締役会による監督機能の充実を図ることができるかと判断し、候補者となりました。
3. 藤森文雄氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社と藤森文雄氏との間で、定款の規定に基づく責任限定契約を締結しております。また、本議案が原案どおり承認可決され同氏が再任された場合は、契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が、当社に対して損害賠償責任を負う場合、損害賠償責任の限度額を会社法第425条が規定する最低責任限度額とする。
 - (2) 上記の賠償責任の限定は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られる。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であり、有限責任あずさ監査法人は本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	あらた監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都中央区銀座8丁目21番1号	
		住友不動産汐留浜離宮ビル	
	その他の事務所	大阪事務所、名古屋事務所	
沿 革	2006年6月	あらた監査法人設立	
	2006年7月	業務開始	
概 要	出資金	18億4,100万円	(2014年3月31日現在)
	構成人員	代表社員・社員	110名
		公認会計士	758名
		公認会計士試験合格者等	367名
		監査補助職員	497名
		その他の事務職員等	317名
	合 計		2,049名
			(2014年3月31日現在)
	関与会社		838社
			(2013年6月30日現在)

第4号議案 取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の内容及び当該報酬制度を導入する目的

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されていましたが、今般、新たに取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、第4号議案において同じ。）及び執行役員（海外駐在者を除く。以下「取締役等」という。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入のご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等を対象に、これまで以上に当社の業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

具体的には、2006年6月27日開催の第56回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額3億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）とは別枠で、新たな株式報酬を、各事業年度の業績指標・役位に応じて、当社の取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役等の員数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり可決されますと取締役7名、執行役員10名となります。

また、本議案が原案どおり可決されますと、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出して信託を組成し、当該信託が取得した当社株式について、業績指標・役位に応じて付与されるポイント数に相当する株式を取締役等に交付する株式報酬制度です（本制度として当初設定する信託の概要につきましては、本議案の末尾に記載しております【当初設定する信託のスキーム】をご参照ください。）。なお、取締役等に当社株式が交付される時期は、原則として取締役等の退任時（※）となります。

（※）一定の非違行為を原因として解任された者は、当社株式の交付を受けることはできません。

(2) 当社が信託に拠出する金銭の上限 (※)

当社は、連続する2事業年度（当初は2015年3月末日で終了する事業年度から2016年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各2事業年度とする。以下「対象期間」という。）ごとに合計2億4,000万円を上限とする金銭を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間2年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。

(※) 信託に拠出する金銭は、本信託による株式取得資金及び信託費用の合算金額となります。

なお、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間（2年間）だけ本信託の信託期間を延長し、延長が行われた期間ごとに、2億4,000万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。その場合、延長前の信託期間末日に本信託内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、2億4,000万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の交付が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年3月末に、同日で終了する事業年度における業績指標及び役位に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。各取締役等には、取締役等の退任時に、累積ポイント数に応じた株式が交付されます。

取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、26,500ポイントとします。また、本信託が対象期間ごとに取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりのポイント数の総数

(26,500ポイント)に信託期間の年数2を乗じた数に相当する株式数(53,000株)を上限とします。

(※) 信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

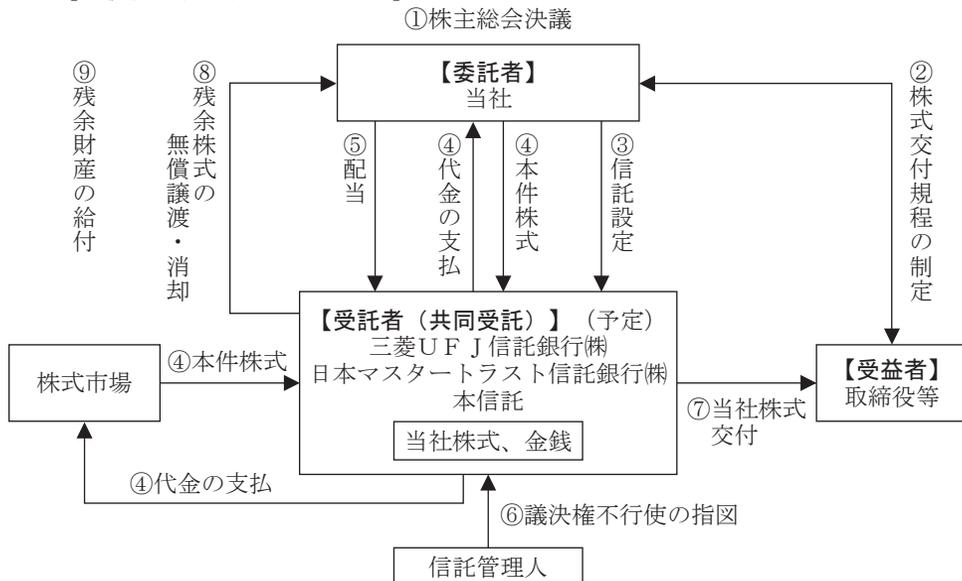
(4) 本信託の当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、信託に拠出する金銭の上限及び取得株式数の上限の範囲内で、当社（自己株式処分）又は株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の当社株式が信託期間中に各取締役等の累積ポイント数に対応した株数に不足する可能性が生じた場合には、信託に拠出する金銭の上限及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(ご参考)

【当初設定する信託のスキーム】



- ①当社は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ②当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。本信託が取得する株数は、①の総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度初めに開示する、連結業績予想の売上高、営業利益及び当期純利益の達成度に応じて、取締役等に一定のポイント数が毎事業年度末に付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に交付されます。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

【信託契約の内容】

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 当社の取締役等に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当社
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
- ⑤受益者 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
- ⑥信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦信託契約日 2014年8月25日（予定）
- ⑧信託の期間 2014年8月25日（予定）～2016年8月末日（予定）
- ⑨制度開始日 2014年10月1日（予定）
（2015年3月末日からポイント数の付与を開始）
- ⑩議決権行使 行使しないものとします。
- ⑪取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫信託金の上限額 2億4,000万円（信託費用を含む。）
- ⑬帰属権利者 当社
- ⑭残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内とします。

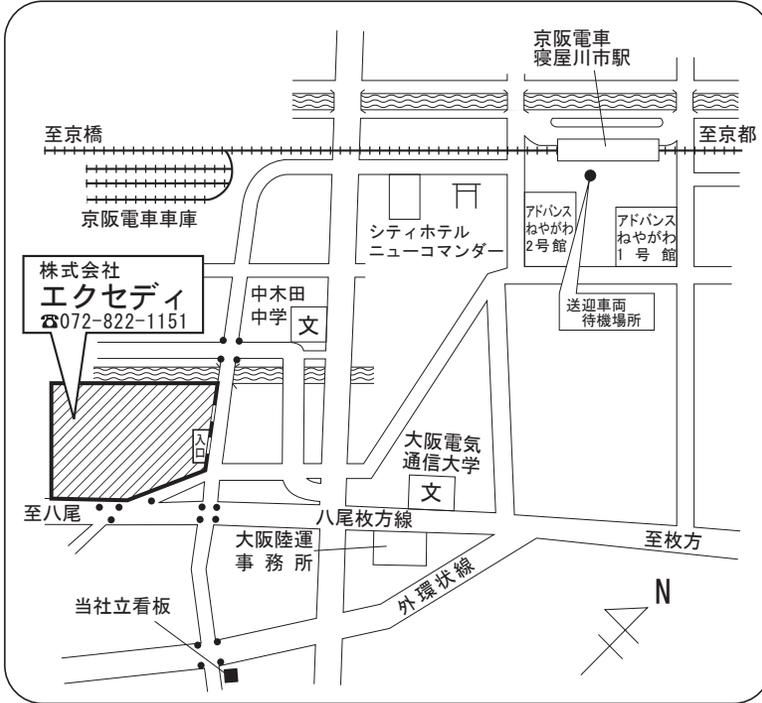
【信託・株式関連事務の内容】

- ①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
- ②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以 上

メ モ

株主総会会場ご案内図



(注) 寝屋川市駅前（東口）より送迎車両が午前9時30分から運行いたしますのでご利用ください。

（最終午前9時50分発）

寝屋川市駅より徒歩およそ20分